

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	浄水管理センターシステム保守点検業務
委託業務場所	大津市柳が崎ほか
概要	浄水管理センターシステム保守点検業務 1式 「対象施設」浄水管理センター(柳が崎浄水場)、新瀬田浄水場、膳所浄水場、真野浄水場
契約期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	52,800,000円
契約の相手方	〔名称〕三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部 〔所在地〕大阪市北区堂島二丁目2番2号
契約相手方の選定理由	今回保守点検の対象となる浄水管理センターのシステム機器は三菱電機株式会社であり、システム異常発生時の対処にあたってはシステム構成のみならず、プログラムの内容及びシステム全体の動作を把握していなければならない、当該製造業者が指定するサービス会社である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外は業務の円滑な実施は不可能であるため、上記業者を随意契約の相手方として選定した。
担当課・電話番号	浄水施設課 077-528-2965
根拠規程	地方公営企業法施行令第21条の14第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。